

# 検討会の今後のスケジュール案と 論点について

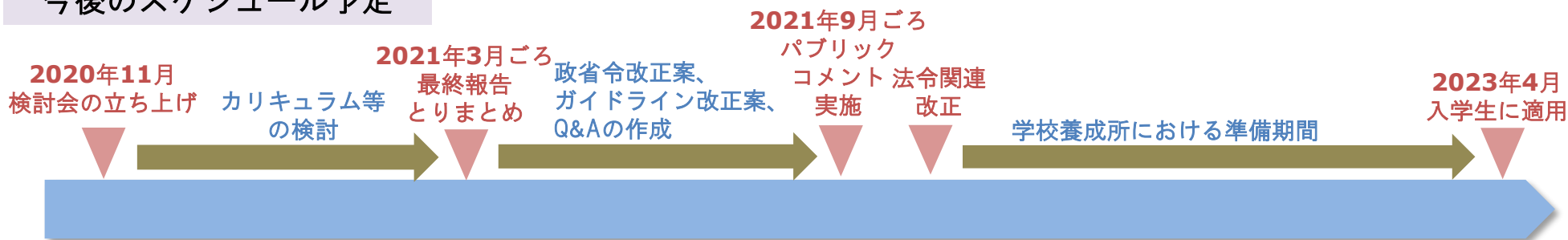
# 検討会の進め方と、今後のスケジュール案

臨床工学技士学校養成所のカリキュラム等について、久しい見直しであることや関連団体から合同の要望として提示されていることを受けて、以下の基本方針で見直しを検討する。

## <検討会の進め方>

1. 質の向上、患者安全の確保に資するよう臨床工学技士学校養成所のカリキュラム等を見直す。
2. 関連団体から合同の要望として提示を受けた内容等を踏まえ、より安全・有用な教育及び臨床実習が実施されるよう改善点を挙げ、検討し諸規定を見直す。

## 今後のスケジュール予定



# 「臨床工学技士学校養成所指定規則」、「臨床工学技士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 — 要望書事項の全体像 —

## 1. 教育内容及びその単位数の見直しに関する事項

### (1) 臨床工学技士学校養成所指定規則、臨床工学技士養成所指導ガイドライン、告示等における見直しについて

臨床工学技士法第14条1～3号の指定施設における教育内容及びその単位数について見直しの検討を行うとともに、法14条4号の科目承認校の教育内容等においてもこれを踏まえた見直しを行う。

## 2. 臨床実習の在り方に関する事項

### (1) 臨床実習の1単位の時間数について

臨床実習外で自己学習等がある現状を踏まえ、加味した1単位の時間数とするよう検討する。

### (2) 臨床実習の中で実施する教育内容の見直しと臨床実習前評価の実施について

臨床実習の中で必ず実施すべき教育内容について見直し、併せて、臨床実習に臨む学生に対し、養成施設において基礎の知識、技術及び態度の総復習を必須とする事について検討する。

### (3) 臨床実習施設において有することが求められる実習用設備について

臨床工学技士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備について見直しの検討を行う。

### (4) 臨床実習指導者の要件について

臨床実習を行う施設における臨床実習指導者の配置要件として、追加可能な事項について検討する。

## 3. その他に関する事項

### (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

## 教育内容及びその単位数の見直し、臨床実習の在り方に関する論点

以下の内容に対して、どう考えるか。

- 臨床実習における1単位は、指導ガイドラインにおいて45時間の実習をもって計算することとしているが、臨床実習時間外で自己学習等がある現状を踏まえ、学校設置基準で定める実習時間（30～45時間）に合わせたいという意見について、どう考えるか。（参考資料：要望書P33 別添5）
- 関係団体から提出された指定規則及び指導ガイドラインにある法第14条1号、2号、3号それぞれの教育内容、教育目標及びその単位数の見直し提案内容について、どう考えるか。（参考資料：要望書P17 別添2）
- 教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、関係団体から提出された見直し案について、どう考えるか。（参考資料：要望書P38 別添7）

# 指定施設(指定規則)と科目承認校(告示99)の教育内容に関する比較 及び 論点

科目内容や単位数の変更等について、指定施設の指定規則の変更における要望意見を検討する場合、科目承認校（法14条第4号）においても確認、見直しを行い、同等な最低限の基準は設けるべきではないか。  
 (参考資料：要望書P12)

## 指定施設 (指定規則)

単位数		教育内容		
現行	要望意見	現行	変更の要望意見	
14	14	基礎	科学的思考の基盤	科学的思考の基盤
			人間と生活	人間と生活
				社会の理解
6	7	専門基礎	人体の構造と機能	人体の構造と機能
8	9		臨床工学に必要な医学的基礎	臨床工学に必要な医学的基礎と保健医療福祉
16	16		臨床工学に必要な理工学的基礎	臨床工学に必要な理工学的基礎
7	8		臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎
7	7		医用生体工学	医用生体工学
8	9		医用機器学	医用機器学及び臨床支援技術
12	12		生体機能代行技術学	生体機能代行技術学
5	7		医用安全管理学	医用安全管理学
6	7		関連臨床医学	関連臨床医学
4	5		臨地実習	臨地実習
93	101			
79	87	対応する教育内容（専門基礎、専門）のみの合計単位数		

及 告  
 び 示  
 専 で  
 門 定  
 分 め  
 野 る  
 の 科  
 教 目  
 育 は  
 内 指  
 容 定  
 と 規  
 整 則  
 合 (現  
 性 行)  
 を 担  
 保 し  
 て 専  
 き 門  
 た 基  
 礎

## 科目承認校 (告示99)

大臣が定める科目 (告示99)		基準
		単位数
1	公衆衛生学	特段の定めはない
2	医学概論	
3	解剖学	
4	生理学	
5	病理学	
6	生化学	
7	薬理学	
8	免疫学	
9	看護学概論	
10	応用数学	
11	医用工学	
12	電気工学	
13	電子工学	
14	物性工学	
15	機械工学	
16	材料工学	
17	計測工学	
18	医用機器学概論	
19	生体機能代行装置学	
20	医用治療機器学	
21	生体計測装置学	
22	医用機器安全管理学	
23	臨床医学概論	
24	関係法規	
25	臨床実習	